

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 揖斐川事務所連絡車(ハスラー)修理業務 |
| 2 履 行 場 所 | 受注者の指定する場所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和7年10月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 現場説明を希望する場合は、2.4)提出先まで連絡すること。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和7年9月8日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年9月9日12:00までとします。 |
| 6)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 4 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |

揖斐川事務所連絡車（ハスラー）修理業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「揖斐川事務所連絡車（ハスラー）修理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

本業務は、機構がリースしている車両について、立木と接触したことに伴う変形、破損等の修理等を行うものである。

第3節 履行場所・引渡場所

（1）履行場所

受注者の指定する場所

（2）引渡場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町長良319-1

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 揖斐川事務所

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和7年10月31日までとする。

第5節 対象車両

別紙「車検証」のとおり。

第6節 整備内容

- （1）本業務で実施する取替修理等は、別紙「修理箇所」のとおりとする。
- （2）修理にあたって整備が必要な箇所を発見した場合は、速やかに機構に報告し、見積書を提出するものとする。
- （3）機構は受注者から提出された見積書の内容について、必要と認めた場合は追加整備を依頼することがある。なお、追加した整備については、変更契約の対象とする。

第7節 報告

受注者は、次のことについて、発注者に報告するものとする。

- （1）業務の施行日の報告及び完了報告について、提出するものとする。
- （2）車両の受渡に要する費用は、受注者の負担とする。万一車両に損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修理を行うものとする。

第8節 その他

本仕様書等について疑義が生じた場合は、機構と協議のうえ決定するものとする。

別紙「修理箇所」

	項目	種別	数量
1	バックドアパネル	取替	1式
2	バックドアウインドガラス	取替	1式
3	ガラスファスナヒーメイルNo.2（左）	取替	1式
4	ガラスファスナヒーメイルNo.2（右）	取替	1式
5	リアエンブレム（S）	取替	1式
6	リアエンブレム（HUSTLER）	取替	1式
7	リアエンブレム（S-エネチャージ-）	取替	1式
8	リアエンブレム	取替	1式
9	ガラス接着剤	取替	1式
10	燃費基準ラベル	取替	1式
11	ラベル（低排出ガス）	取替	1式
12	塗装費用		1式

番号 00688

自動車検査証

令和 5年 12月 11日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日		初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用の別	車 体 の 形 状	
岐阜 582 え 3471		平成 31年 1月 10日		平成 31年 1月	軽自動車	乗用	自家用	箱型 [001]	
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
MR41S-336766		4人	—kg	840kg	1060kg		339cm	147cm	166cm
車 名		型 式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量(リットル)	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	識別区分番号
スズキ [131]		DAA-MR41S	R06A-WA04A	ガソリン	0.65	510kg	330kg	18096	0603
使用者	氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構徳山ダム管理所							
	住 所	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448 [21805 1567]							
所有者	氏名又は名称	有限会社 岩田モータース							
	住 所	愛知県稲沢市祖父江町山崎十八山72 [23519 3719 046]							
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ							
有効期間の満了する日		備考 【岐阜】 継続検査 【軽自動車OSS】 令和2年度燃費基準123%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 ハイブリッド自動車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB マフラー加速騒音規制適用車** 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了*							
令和 8年 1月 9日		【29年度税制】 平成31年1月10日 新規検査 75%減税措置済み*							
年 月 日		【自動車重量税額】 ¥5,000 本則税率適用*							
年 月 日		【走行距離計表示値】 71,800km (令和5年12月11日)*							
年 月 日		【旧走行距離計表示値】 54,900km (令和3年12月16日)*							
年 月 日		【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり*							
年 月 日		【受検形態】 指定整備工場**							

OCR51-9617

2803190-0001

53-00780



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Association

裏面もご覧ください

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月27日に交付された揖斐川事務所連絡車（ハスラー）修理業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。